

第 4 章 準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 簡易的環境影響評価の項目の選定及び理由

4.1.1 環境影響要因の抽出

本事業の実施が事業実施区域及びその周辺地域の環境に及ぼす影響を明らかにするため、「工事の実施」から「土地または工作物の存在及び供用」（以下、「施設の供用」という。）までの一連の諸過程の中から、事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」という。）を「工事の実施」、「施設の供用」に大別して抽出しました。

本事業の実施に伴う主な環境影響要因その内容・行為は表 4.1-1 に示すとおりです。

表4.1-1 環境影響評価要因の抽出

時期	主な環境影響要因	影響の内容
工事の実施	建設機械の稼働等	<ul style="list-style-type: none"> 重機の稼働に伴う大気汚染物質、騒音及び振動の発生 重機の稼働（燃料使用）に伴う温室効果ガス等の発生
	土地の造成等	<ul style="list-style-type: none"> 土工事等の実施に伴う粉じんの発生 土工事等の実施に伴う濁水の発生 土工事等の実施に伴う地下水質への影響 土工事等の実施に伴う地形及び地質への影響 土工事等の実施に伴う動植物への影響 土工事等の実施に伴う残土及び廃棄物の発生 土工事等の実施（燃料使用）に伴う温室効果ガス等の発生
	資材及び機械の搬出入に伴う車両等の運行	<ul style="list-style-type: none"> 資材搬入等発生車両の走行に伴う大気汚染物質、騒音、振動の発生 資材搬入等発生車両の走行に伴う温室効果ガス等の発生
施設の供用	造成地の存在、工作物の存在、供用・稼働	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の供用・稼働による騒音・振動・低周波音の発生 造成地の存在・緑化等による動植物、生態系への影響 造成地・工作物の存在による気温の変化、眺望景観の阻害 等

4.1.2 環境影響評価の項目の選定

準対象事業に係る環境影響評価項目は、「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日三重県告示第 274 号）の第 5 に基づき、本事業の事業特性及び地域特性を考慮して選定しました。

本事業の実施に伴う主な環境影響評価の対象項目は表 4.1-2 に示すとおりです。

4.1.3 環境影響評価項目の選定の理由

「工事の実施」及び「施設の供用」について、環境影響評価の項目としての選定理由及び除外理由は表 4.1-3、表 4.1-4 に示しました。

表4.1-2(1) 環境影響評価の対象項目の選定結果

影響要因の区分		工事の実施										施設の供用													
		重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	発破	地盤改良	工物の建設	既存工物の改修・撤去	工事用道路等の建設	土砂の採取	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	工物の存在	土地の利用	工物の供用・稼働	発生車両の走行	物質の使用・排出	廃棄物の発生・処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化等			
環境要素の区分																									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	環境基準項目	二酸化硫黄(SO ₂)																						
			一酸化炭素(CO)																						
			二酸化窒素(NO ₂)	○	○																				
			浮遊粒子状物質(SPM)	○	○																				
			光化学オキシダント																						
			ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン																						
			微小粒子状物質(PM2.5)																						
			ダイオキシン類																						
		大防法規制対象物質・指定物質	有害物質等																						
		粉じん等		○			○																		
	気温													○											
	騒音	騒音		○	○																○				
	振動	振動		○	○																○				
	低周波音	低周波音																			○				
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等																							
	水環境	水質(地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度																					
				水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)																					
				溶存酸素																					
				全窒素、全磷																					
				健康項目																					
排水基準項目																									
要監視項目																									
水質基準項目																									
水道水質基準監視項目、快適水質項目																									
濁り(浮遊物質量)																									
塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等																									
水底の底質	環境基準項目																								
	排水基準項目																								
	要監視項目																								
	水底土砂の判定基準																								
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等																								
地下水の水質及び水位	環境基準項目																								
	排水基準項目																								
	要監視項目																								
	水質基準項目																								
	水道水質基準監視項目、快適水質項目																								
塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等																									

表4.1-2(2) 環境影響評価の対象項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施										施設の供用												
		重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	発破	地盤改良	工物の建設	既存工物の改修・撤去	工事用道路等の建設	土砂の採取	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	工物の存在	土地の利用	工物の供用・稼働	発生車両の走行	物質の使用・排出	廃棄物の発生・処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化等		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	その他	地形及び地質				○																		
		地形及び地質				○																		
		地形及び地質				○																		
	地盤	地盤沈下量																						
	土壌	環境基準項目等（土対法）																						
		有害物質																						
	日照障害	日影時間及び日影範囲																						
電波障害	電波の受信の状態																							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地				○	○																○	
	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落				○	○																○	
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落					○																	
	生態系	地域を特徴付ける生態系				○	○																○	
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場																						
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所																						
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観											○	○									○	
環境への負荷の量に応じて予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物				○									○									
	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○																			
		オゾン層保護法規制対象物質																						
一般環境中の放射性物質	放射線の量	放射性物質濃度、空間線量率等																						

表4.1-3(1) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

影響要因	環境要素	検討結果	選定理由及び除外理由	
工事の実施 ・重機の稼働 ・資材の運搬 ・樹木の伐採・処理 ・土地の造成 ・廃棄物の発生・処理等	大気質	環境基準項目		
		二酸化いおう	×	三重県内で実施されている大気環境測定結果によると、近年は全ての測定局で二酸化硫黄の環境基準に適合している状況が確認されている。工事中に使用する重機及び資材運搬車両の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度(平成7年環境庁告示第64号)」に基づき規制が図られている。これらのことから、工事中に重機等から排出される二酸化硫黄は少なく、環境保全上の支障は生じないと考えられるため、影響評価項目から除外した。
		二酸化窒素	○	工事中に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により排出される二酸化窒素については、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		浮遊粒子状物質	○	工事中に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により排出される浮遊粒子状物質については、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		微小粒子状物質(PM2.5)	×	工事の実施により排出される微小粒子状物質については、現状では知見が少なく環境影響については不明な部分が多いため、影響評価項目から除外した。
		一酸化炭素	×	工事中に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により発生する可能性がある有害物質等としては、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物が挙げられるが、これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度(平成7年環境庁告示第64号)」に基づき、一酸化炭素及び炭化水素は「自動車排ガスの量の許容限度(昭和51年環境庁告示第1号)」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)」に基づきそれぞれ規制が図られている。また、使用する重機及び工事用車両等には、積極的に低公害型性能を有するものを採用する。これらの理由から、工事の実施により排出されるそれら物質の環境への影響は小さいものと考え、影響評価項目から除外した。
		光化学オゾン	×	
		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	
		ダイオキシン類	×	
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	
	粉じん等	○	工事中に使用される重機等の稼働、資材搬入等発生車両の運行及び工事中に出現する裸地部から排出される粉じんについては、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。	
	騒音	騒音	○	工事中に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により発生する騒音については、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	振動	振動	○	工事中に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により発生する振動については、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	低周波音	低周波音	×	工事中に発破作業を行わない計画であること、またその他の工事作業についても低周波音の影響の程度が低いものと考えられるため、影響評価項目から除外した。
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	工事中は、悪臭を発生させる物質の持ち込み及び行為は行わないため、環境への影響は小さいものと考え、影響評価項目から除外した。
	水質(地下水の水質を除く)	環境基準項目		
		水素イオン濃度	×	工事中に実施する土地の造成等により、本項目に大きく影響を及ぼす水質の水は排水しないこと、また、地盤改良は中性の地盤改良材を使用することから、影響評価項目から除外した。
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	×	
		溶存酸素	×	
		全窒素、全磷	×	
		健康項目	×	
		排水基準項目	×	
		要監視項目	×	
		水質基準項目	×	
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×	
	濁り(浮遊物質)	○	工事の実施により、降雨時には土砂流出による公共用水域の水の濁りが想定されるため、影響評価項目として選定した。	
	水底の底質	塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等	×	上記に示したとおり、工事の実施による濁りの影響については、浮遊物質として影響評価項目として選定した。それ以外の項目に関係する排水は行わないため、影響評価項目から除外した。
環境基準項目		×	工事中に河川の浚渫、化学薬品を用いた地盤改良等、河川の底質に影響を及ぼす行為は行わないため、影響評価項目から除外した。	
排水基準項目		×		
要監視項目		×		
水底土砂の判定基準		×		
硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×			

表4. 1-3(2) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

影響要因		環境要素	検討結果	選定理由及び除外理由
工事の実施	地下水の水質及び水位	環境基準項目	×	地下水の水質については、近接するごく一部の地域において、造成工事がその水質に影響(水の濁り)を与える可能性があるため、影響評価項目として選定した。 地下水の水位については、造成工事が関係区域の流出特性や浸透能を変化させ、地表面に近い不圧地下水に影響を与える可能性があるため、影響評価項目として選定した。
		排水基準項目	×	
		要監視項目	×	
		水質基準項目	×	
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	○	
		塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	○	
	地形地質及び	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	○	工事に実施する土地の造成等により、地形及び地質、及び土地の安定性への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	地盤	地盤沈下量	×	工事中には地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水は行わず、また、事業実施区域内には軟弱な粘性土の存在は想定されないため、影響評価項目から除外した。
	土壌	環境基準項目等(土壌汚染対策法)	×	工事に実施する土地の造成等により、事業実施区域(周辺)の土壌環境への影響を与える可能性がないため、影響評価項目から除外した。
		大気汚染防止法規制対象物質・指定物質	×	工事の実施において、上記(造成等による土地の形質変更)以外に、土壌汚染の原因となる行為および物質の排出はないため、影響評価項目から除外した。
	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	工事の実施において、事業実施区域周辺に日照障害を発生させるような大規模な工物の建設はないため、影響評価項目から除外した。
	電波障害	電波の受信の状態	×	工事の実施において、事業実施区域周辺に電波障害を発生させるような大規模な工物の建設はないため、影響評価項目から除外した。
	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	工事に実施する樹木の伐採・処理、土地の造成等により、陸生動物の生息環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	工事に実施する樹木の伐採・処理、土地の造成等により、陸生植物の生育環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	水生生物	動物相、植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	工事に実施する土地の造成により、周辺河川への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	生態系	地域を特徴付ける生態系	○	工事に実施する樹木の伐採・処理、土地の造成等により、地域の生態系への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	人と自然との活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	事業実施区域周辺での人と自然との触れ合いの活動の場としては、樋ノ山等の登山コースや、金刀比羅宮鳥羽分社等があるが、工事によるそれらの場所の直接改変はないこと、主要な通行ルートへの影響も小さいと考えられるため、影響評価項目から除外した。
	歴史的遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれらに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産は存在しない。また、埋蔵文化財包蔵地の記録もないため、影響評価項目から除外した。ただし、工事に埋蔵文化財等が発見された場合には、県及び市教育委員会の指導のもとに調査を実施することとする。
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	×	工事中の重機の稼働、樹木の伐採・処理及び土地の造成等の作業工程が周辺の景観に及ぼす影響は一時的であるため、その影響は小さいと考えられることから、影響評価項目から除外した。
	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	○	工事に実施する樹木の伐採・処理、土地の造成等により、廃棄物の発生が想定されるため、影響評価項目として選定した。
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	工事に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により発生する温室効果ガス及び樹木伐採による温室効果ガス吸収量の減少について、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。	
	オゾン層保護法規制対象物質	×	工事においては、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、影響評価項目から除外した。	
放射線の量	放射性物質濃度、空間線量率等	×	事業特性や当該地域の特性を踏まえ、当該事業(工事中)においては、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、影響評価項目から除外した。	

表4.1-4(1) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(施設の供用)

影響要因	環境要素	検討結果	選定理由及び除外理由			
施設の供用	大気質	二酸化いおう	×	施設の供用時において、大気汚染物質の排出はないため、影響評価項目から除外した。		
		二酸化窒素	×			
		浮遊粒子状物質	×			
		微小粒子状物質 (PM2.5)	×			
		一酸化炭素	×			
		光化学オキシダント	×			
		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×			
		ダイキシン類	×			
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質 (有害物質等)	×			
		粉じん等	×			
	気温	○	施設の供用時において、設備の存在により周辺気温の変化が想定されるため、影響評価項目として選定した。			
	騒音	騒音	○	施設の供用時には、パワーコンディショナー等、一部施設からの影響が想定されることから、環境影響評価項目として選定した。		
	振動	振動	○			
	低周波音	低周波音	○			
	・造成地の存在	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	施設の供用時において、悪臭を発生させる行為はないことから、影響評価項目から除外した。	
	・工作物の存在	水質 (地下水の水質を除く)	水素イオン濃度	×	施設の供用時において、当該施設には事業所及び生活排水を排水する施設の計画はないこと、また雨水排水については施設内に排水路を整備し、調整池に接続することで濁水軽減措置が図られると考えられることから、影響評価項目から除外した。	
	・工作物の供用		環境基準項目	水の汚れ (生物化学的酸素要求量等)		×
	・稼働		環境基準項目	溶存酸素		×
	緑化		環境基準項目	全窒素、全磷		×
			環境基準項目	健康項目		×
排水基準項目			排水基準項目	×		
要監視項目			要監視項目	×		
水質基準項目			水質基準項目	×		
水道水質基準監視項目、快適水質項目			水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
水の濁り (浮遊物質)			水の濁り (浮遊物質)	×		
塩分 (塩素イオン)、水温、透視度 (透明度)、色、濁度、電気伝導度等		塩分 (塩素イオン)、水温、透視度 (透明度)、色、濁度、電気伝導度等	×			
環境基準項目		環境基準項目	×			
水底の底質		排水基準項目	排水基準項目	×		
	要監視項目	要監視項目	×			
	水底土砂の判定基準	水底土砂の判定基準	×			
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×			

表4.1-4(2) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(施設の供用)

影響要因	環境要素	検討結果	選定理由及び除外理由		
施設の供用	地下水の水質及び水位	環境基準項目	×	施設の供用時において、地下水の水質及び水位等に影響を与えるような揚水及び排水の排出は実施しないため、影響評価項目から除外した。	
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水質基準項目	×		
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
		塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	×		
	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	×	施設の供用時において、地形及び地質、土地の安定性等に影響を与えるような大規模な工作物の設置及び行為は実施しないため、影響評価項目から除外した。	
	地盤	地盤沈下量	×	施設の供用時において、地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水は行わないため、影響評価項目から除外した。	
	土壌	環境基準項目(土壌汚染対策法 特定有害物質)	×	施設の供用時において、事業実施区域及び周辺の土壌環境へ影響が想定されるような行為及び物質の排出はないため、影響評価項目から除外した。	
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	施設の供用時において、土壌汚染の原因となる行為及び物質の排出はないため、影響評価項目から除外した。	
	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	施設の供用時において、事業実施区域周辺に日照障害を発生させるような大規模な工作物の設置はないため、影響評価項目から除外した。	
	電波障害	電波の受信の状態	×	施設の供用時において、事業実施区域周辺に電波障害を発生させるような行為は行わないため、影響評価項目から除外した。	
	造成地の存在				
	工作物の存在				
	工作物の供用・稼働				
	緑化	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	施設の供用時において、緑化により陸生動物の生息環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	施設の供用時において、緑化により陸生植物の生育環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	×	施設の供用時において、水生生物の生育環境への影響が想定されるような行為はないため、影響評価項目から除外した。
		生態系	地域を特徴付ける生態系	○	施設の供用時において、緑化により地域の生態系への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		人と自然との活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	施設の供用時において、人と自然との触れ合いの活動の場への影響はないことから、影響評価項目から除外した。
	歴史的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれらに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産は存在しない。また、埋蔵文化財包蔵地の記録もないため、影響評価項目から除外した。	
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	○	施設の供用時において、工作物の存在及び緑化により眺望点からの眺望への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。	
	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物	×	施設の供用時において、大量の廃棄物を排出することはないことから、影響評価項目から除外した。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス	×	施設の供用時において、温室効果ガスを発生させる行為はないことから、影響評価項目から除外した。	
		オゾン層保護法規制対象物質	×	施設の供用時において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、影響評価項目から除外した。	
	放射線の量	放射性物質濃度、空間線量率等	×	事業特性や当該地域の特性を踏まえ、当該事業(施設の供用時)においては、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、影響評価項目として選定しない。	

4.2 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法

「三重県環境影響評価技術指針」に基づき、本事業の事業特性及び地域特性を考慮した環境影響評価の項目ごとの調査、予測及び評価の手法は表 4.2-1 に示すとおりです。

表4.2-1(1) 予測評価一覧

予測項目		影響要因		予測手法	評価手法
大気質	大気質	・工事の実施	・資材等の搬出入	・予測項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ・予測時期：影響が最大となる時期 ・予測手法：工事計画を踏まえた事例の引用・解析	・基準等との整合性
			・重機の稼働等	・予測項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん ・予測時期：影響が最大となる時期 ・予測手法：工事計画を踏まえた数値計算による定量的予測（粉じんは事例の引用・解析）	・環境影響の回避・低減 ・基準等との整合性
		・施設の供用	・工作物の供用	・予測項目：周辺気温の変化 ・予測時期：施設供用時 ・予測手法：事例の引用と事業計画を踏まえた解析	・環境影響の回避・低減
騒音・振動	騒音・振動	・工事の実施	・資材等の搬出入	・予測項目：道路交通騒音・振動 ・予測時期：影響が最大となる時期 ・予測手法：工事計画を踏まえた事例の引用・解析	・基準等との整合性
			・重機の稼働等 ・工作物の供用	・予測項目：建設作業、施設稼働騒音・振動 ・予測時期：影響が最大となる時期、施設供用時 ・予測手法：工事計画を踏まえた数値計算による定量的予測	・環境影響の回避・低減 ・基準等との整合性
低周波音	低周波音	・施設の供用	・工作物の供用	・予測項目：施設稼働による低周波音 ・予測時期：影響が最大となる時期、施設供用時 ・予測手法：工事計画を踏まえた数値計算による定量的予測	・環境影響の回避・低減
水環境	水質（地下水以外）	・工事の実施	・土地の造成	・予測項目：水の濁りの程度 ・予測時期：影響が最大となる時期 ・予測手法：濁水対策に基づく定性的予測	・環境影響の回避・低減
	地下水の水質	・工事の実施	・土地の造成	・予測項目：地下水位、地下水質（水の濁り） ・予測時期：影響が最大となる時期 ・予測手法：工事計画の内容等に基づく定性的予測	・環境影響の回避・低減
地質・土壌	地形・地質	・工事の実施	・土地の造成	・予測項目：土地の安定性への影響の程度 ・予測時期：影響が最大となる時期 ・予測手法：工事計画の内容等に基づく定性的予測	・環境影響の回避・低減
陸生動物	重要な種及び注目すべき生息地	・工事の実施 ・施設の供用	・重機の稼働等 ・土地の造成 ・造成地の存在、工作物の供用	・予測項目：陸上動物に及ぼす影響の程度 ・予測時期：工事期間中、施設供用時 ・予測手法：調査等の結果に基づき、動物相、重要種等の生育環境の変化の程度を踏まえて予測	・環境影響の回避・低減
陸生植物	重要な種及び重要な群落	・工事の実施 ・施設の供用	・土地の造成 ・造成地の存在、工作物の供用	・予測項目：植物に及ぼす影響の程度 ・予測時期：工事期間中、施設供用時 ・予測手法：調査等の結果に基づき、植物相、重要種等の生育環境の変化の程度を踏まえて予測	・環境影響の回避・低減
水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	・工事の実施 ・施設の供用	・土地の造成 ・造成地の存在、工作物の供用	・予測項目：水生生物に及ぼす影響の程度 ・予測時期：工事期間中、施設供用時 ・予測手法：調査等の結果に基づき、水生生物の生育環境の変化の程度を踏まえて予測	・環境影響の回避・低減

表4.2-1(2) 予測評価一覧

予測項目		影響要因		予測手法	評価手法
生態系		<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施 ・施設の供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の造成 ・造成地の存在、工 作物の供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・予測項目：上位性、典型性等の生物の生息に及ぼす影響の程度 ・予測時期：工事期間中、施設供用時 ・予測手法：調査結果等に基づき、生態系の変化の程度を踏まえて予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減
景観		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・造成地の存在、工 作物の供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・予測項目：地域景観に及ぼす影響の程度 ・予測時期：施設供用時 ・予測手法：事業計画を踏まえた定性予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減
廃棄物等	残土その他の副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の造成 	<ul style="list-style-type: none"> ・予測項目：残土等の発生量と最終処分量 ・予測時期：工事期間中 ・予測手法：対策に基づく予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減
温室効果ガス等		<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入 ・重機等の稼働 ・施設の供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の造成 ・造成地の存在、工 作物の供用 	<ul style="list-style-type: none"> ・予測項目：温室効果ガス発生量 ・予測時期：工事期間中、施設供用時 ・予測手法：重機の稼働に伴う温室効果ガス発生量を予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の回避・低減

第 5 章 簡易評価書関係地域の範囲

簡易評価書において、「簡易評価書関係地域」を以下のとおりとしました。

「簡易評価書関係地域」は、「三重県環境影響評価条例」(平成 10 年 12 月 24 日三重県条例第 49 号)の第 38 条 第 2 項において「技術指針で定めるところにより、準対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされています。また、「三重県環境影響評価技術指針」(平成 11 年 5 月 25 日三重県告示第 274 号)の第 19 の 2(1)においては、「準対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」とされています。環境影響を受ける範囲は、各環境要素に係る項目によって異なり、一律に定められるものではありませんが、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」(平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会編)によれば、「原則として事業実施区域から 200m 程度の範囲が適当と考えられる。200m 程度の範囲とは、大気質、騒音、振動(工事の実施に係るもの)等の影響範囲(一般には 50~150m)や、生物の影響範囲(植物、小動物等の移動範囲に基づき設定)が標準的に含まれる。」とされています。また、影響範囲が広い環境要素としては「景観」が挙げられますが、景観調査は、同マニュアルによると「標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3km 程度の範囲が目安となる。」とされています。

なお、事業実施区域は北、西及び南側の山々の間にあり、また、近隣の民家・集落及び主要動線である国道 42 号が東側に存在していることを考慮し、景観については事業実施区域の東側方向からと標高の高い西側に位置する伊勢志摩スカイライン沿道の施設である朝熊山展望台のある地点(伊勢市朝熊町)について対象とすることとします。

このことから、環境要素についての「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、事業実施区域境界から 200m 程度の範囲、景観の「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」は事業実施区域境界から 3km 程度の範囲とし、本事業の簡易評価書関係地域については「鳥羽市」及び「伊勢市の一部(朝熊町)」としました。

本事業の関係地域については、図 5-1、図 5-2 に示したとおりです。



図5-1 関係地域（広域）



図5-2 関係地域（詳細）